

板橋区シティプロモーション及び広報戦略推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 区のシティプロモーション及び広報に係る戦略（以下「広報戦略」という。）における全庁的な検討体制を確立し、広報戦略を持続発展的に推進していくことを目的とし、板橋区シティプロモーション及び広報戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 広報戦略の検討及び推進に関すること。
- (2) 庁内広報情報の集約・一元化に関すること。
- (3) 広報戦略の庁内への周知に関すること。
- (4) 広報パーソンとしての職員意識の醸成に関すること。
- (5) その他広報戦略に関し必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は政策経営部長を、副会長は政策経営部ブランド戦略担当課長をもって充てる。

- 2 会長は委員会を総括し、代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 第3条に掲げる構成員のほか、会長が必要と認める場合は関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、広報戦略を検討及び推進するために必要な作業部会を設置することができる。

- 2 前項の作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広報リーダー)

第7条 庁内の効率的な広報情報の共有と、広報に対する職員意識の向上を図るため、各課等に広報リーダーを置き、委員会との連携を図る。

2 広報リーダーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 所属する課等の広報に関する事務の連絡調整に関すること。
- (2) 所属する課等の広報情報の集約及び発信に関すること。
- (3) 広報情報の発信者としてのスキルアップに関すること。
- (4) その他広報事務に関すること。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、政策経営部広聴広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

付則（平成31年4月15日 部長決定）

この要綱は、部長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付則（令和2年3月27日 部長決定）

この要綱は、部長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則（令和2年8月6日 部長決定）

この要綱は、部長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則（令和3年4月16日 部長決定）

この要綱は、部長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

板橋区シティプロモーション及び広報戦略推進委員会委員
政策経営部長
政策経営部広聴広報課長
政策経営部ブランド戦略担当課長
総務部男女社会参画課長
危機管理部地域防災支援課長
区民文化部文化・国際交流課長
産業経済部産業振興課長
産業経済部くらしと観光課長
健康生きがい部健康推進課長
福祉部障がい政策課長
子ども家庭部子ども政策課長
資源環境部環境政策課長
まちづくり推進室まちづくり調整課長
土木部みどりと公園課長
教育委員会事務局生涯学習課長
教育委員会事務局中央図書館長